

計画作成年度	令和元年度
計画主体	対馬市（代表）・壱岐市

壱岐・対馬地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	対馬市農林水産部農林・しいたけ課
所在地	長崎県対馬市厳原町国分1441番地
電話番号	0920-53-6111
FAX番号	0920-53-6122
メールアドレス	t_nourin@city-tsushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・クリハラリス・カラス・タヌキ・カモ等
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	壱岐市・対馬市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	地区	被害の現状				
		品目	被害数値			
イノシシ	対馬市	水稻	被害面積	0.00 ha	被害額	0.0 万円
		いも類	被害面積	0.36 ha	被害額	67.3 万円
		野菜等	被害面積	1.00 ha	被害額	87.2 万円
	壱岐市	稲	被害面積	0.04 ha	被害額	4.0 万円
		小計	被害面積	1.40 ha	被害額	158.5 万円
シカ	対馬市	稲	被害面積	1.31 ha	被害額	136.8 万円
		果樹等	被害面積	1.06 ha	被害額	144.1 万円
	壱岐市	いも類・野菜等	被害面積	0.00 ha	被害額	0.0 万円
		小計	被害面積	2.37 ha	被害額	280.9 万円
カラス	壱岐市	稲	被害面積	0.0 ha	被害額	0.0 万円
		野菜	被害面積	0.0 ha	被害額	1.5 万円
		その他	被害面積	0.1 ha	被害額	2.0 万円
クリハラリス	壱岐市	果樹	被害面積	0.0 ha	被害額	0.0 万円
		いも類・野菜等	被害面積	0.0 ha	被害額	0.0 万円
カモ	壱岐市	麦	被害面積	0.0 ha	被害額	0.0 万円
タヌキ	壱岐市	いも類・野菜等	被害面積	0.0 ha	被害額	0.0 万円

(2) 被害の傾向

<p>【対馬市】</p> <p>平成6年9月頃から、厳原町を中心にイノシシの目撃例が相次いだのを皮切りに、平成7年には豊玉町で初めて農作物（甘藷）の被害が確認され、平成8年に厳原町で水稻被害が、平成10年度には全町で被害が確認された。その後年々被害が拡大し、平成10年に5,094千円、平成24年に34,194千円と最高額に達したが現在の被害額は減少している。</p> <p>イノシシによる被害は、野菜類やいも類に集中しており、いも類は収穫前の掘り起こしや食害が主な被害となっている。</p> <p>また、雑穀類においては特に特産物である対州そばの収穫前の10月下旬から11月にかけて踏み倒し・食害が発生し、収穫出来ない圃場が山間部を中心に見受けられる。</p> <p>これらイノシシによる被害は以前は山間部に多く見られたが、最近では里地、人家周囲においても簡易な網等による防護柵では被害が発生している状況である。</p> <p>また、シカによる被害は年間を通して農林業被害が発生している。</p> <p>近年では、山林の下層植生や植林した新芽が食害を受けており、生態系への被害が深刻な問題となっている。</p> <p>さらには、山林の下層植生がないため、山からの水が海へと流出し、水産業への被害も報告されている。</p> <p>【壱岐市】</p> <p>有害鳥獣による農作物被害額は、近年の調査においては大きな変動を見せていない。しかし、被害額の比較によってのみでは表面化しない被害実態がある。被害額調査については、現地確認及び農家へ調査表を配布して報告を求める方法により実施しているが、被害に気付かないケース、たとえ気付いても報告が挙がらないケースが多分に存在し、潜在的な被害を鑑みるに軽視出来ない状況にある。</p> <p>クリハラリスについては、従来、島の北中部にあたる勝本町と芦辺町が被害の中心であったが、生息域が拡大し、現在では島内の広範囲に分布が確認されている。年間を通じて被害が確認され、山間部や森林では、潜在的に、スギやヒノキ等の樹皮の剥皮被害が見られる。</p> <p>農林業以外にも、電話線やインターネットケーブルをかじり切る被害も寄せられている。</p> <p>カラスについては、水稻や野菜等の農作物被害に加え、牛の飼料を食べ荒らしたり牛舎の中を糞で汚すといった畜産業における被害も年間を通じて確認されている。</p> <p>イノシシについては、平成22年に初めて目撃情報が寄せられて以降、主に水稻の踏み倒し被害が発生している。平成30年度においても数件の目撃情報があり、数件の水田への被害が確認されている。</p> <p>シカについては、若宮島、辰ノ島を主な生息地としており、樹木等の食害の結果、ディアラインの形成が顕著である。</p> <p>タヌキについては、主に三島地区において農作物被害が発生している。</p> <p>カモについては、整備された大型圃場内（深江田原地区）にて麦の播種後の新芽が食害（11月中旬～2月末）にあっている。被害圃場では、追肥の回数が増え、収穫が遅れ収量減などの弊害が出ている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	市	現状値 (令和元年度)		目標値 (令和4年度)	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	対馬市	1.36 ha	154.5 万円	0.95 ha	108.2 万円
イノシシ	壱岐市	0.04 ha	4.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
小計	壱岐・対馬	1.40 ha	158.5 万円	0.95 ha	108.2 万円
シカ	対馬市	2.37 ha	280.9 万円	1.66 ha	196.6 万円
シカ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
小計	壱岐・対馬	2.37 ha	280.9 万円	1.66 ha	196.6 万円
カラス	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
クリハラリス	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
カモ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
タヌキ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
合計		3.77 ha	439.40 万円	2.61 ha	304.78 万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																																																																
捕獲等に関する取組	<p>【対馬市】</p> <p>1. 捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な捕獲方法を確立するため、平成26年4月から捕獲罠の事前登録制、捕獲現場確認を開始。いつ、どこで、どんな個体が捕獲されているか基礎情報を収集する。 地区捕獲隊の設置を行い自分の地域は自分で守るという意識を持ち、地域ぐるみでの被害対策の推進をしている。 イノシシ・シカの捕獲報奨金として平成17年度まで2万円/頭、平成18年度 1万6千円/頭 平成19年度 1万2千円/頭 平成20年度 1万円/頭 平成28年度 9,000円/頭 平成31年度から 幼獣8,000円/頭 成獣10,000円/頭を補助し年間を通して捕獲を実施している。 捕獲個体の処理方法について (平成30年度) イノシシ：埋設67% 自家消費11% 施設22% シカ：埋設83% 自家消費11% 施設6% 有害捕獲従事者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わな猟</td> <td>131人</td> <td>161人</td> <td>174人</td> <td>183人</td> </tr> <tr> <td>銃 猟</td> <td>49人</td> <td>41人</td> <td>53人</td> <td>51人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>180人</td> <td>202人</td> <td>227人</td> <td>234人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 捕獲用具の導入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲実績が「年度別捕獲頭数と内訳」のとおり急激に伸びており、わな(くくりわな、箱わな)による捕獲が全体の8割を越えている。これは捕獲技術講習会等による技術向上と、箱わな等の導入が大きな要因と思われる。 くくりわなは平成10年度より現在まで 1,385基、箱わなは平成9年度より328基を導入している。現在は新規の罠の導入は行っていない。 <p>イノシシ年度別捕獲頭数と内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くくりわな</td> <td>1,104頭</td> <td>747頭</td> <td>808頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>箱わな</td> <td>4,301頭</td> <td>1,653頭</td> <td>1,337頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>銃</td> <td>536頭</td> <td>486頭</td> <td>409頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>183頭</td> <td>183頭</td> <td>129頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,124頭</td> <td>3,069頭</td> <td>2,683頭</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>シカ年度別捕獲頭数と内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くくりわな</td> <td>2,607頭</td> <td>2,681頭</td> <td>3,357頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>箱わな</td> <td>549頭</td> <td>648頭</td> <td>722頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>銃</td> <td>1,681頭</td> <td>1,795頭</td> <td>1,764頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>228頭</td> <td>241頭</td> <td>248頭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,065頭</td> <td>5,365頭</td> <td>6,091頭</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	わな猟	131人	161人	174人	183人	銃 猟	49人	41人	53人	51人	計	180人	202人	227人	234人		H28	H29	H30	R1	くくりわな	1,104頭	747頭	808頭	-	箱わな	4,301頭	1,653頭	1,337頭	-	銃	536頭	486頭	409頭	-	その他	183頭	183頭	129頭	-	計	6,124頭	3,069頭	2,683頭	-		H28	H29	H30	R1	くくりわな	2,607頭	2,681頭	3,357頭	-	箱わな	549頭	648頭	722頭	-	銃	1,681頭	1,795頭	1,764頭	-	その他	228頭	241頭	248頭	-	計	5,065頭	5,365頭	6,091頭	-	<p>【対馬市】</p> <p>1. 捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イノシシの捕獲が平成15年度まで300~400頭であったが、平成16年度に1,217頭、平成18年度には2,834頭と急激に増加し、その後も捕獲頭数は増加傾向にあった。平成23年度には過去最高の10,146頭捕獲であったが平成30年度は2,683頭と捕獲頭数は減少傾向であった。目撃頭数も減少していたが、令和元年度は約5,000頭の捕獲見込みであり、昨年度と比べると捕獲頭数が倍増する見込みであるため今後も継続して捕獲圧をかける必要がある。 シカの捕獲頭数については、平成30年度が6,091頭捕獲が行われており、主にくくり罠や銃による捕獲が中心となっている。シカの被害は農業被害だけではなく、樹皮剥ぎ等の深刻な林業被害や食害による生態系被害もあるため、関係機関と協力し対策していく必要がある。 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲隊を推進しており、令和元年度現在10地区の捕獲隊が結成されている。 捕獲したイノシシとシカの個体は、殆どが埋設及び焼却処理され、食肉としての有効利用はごく一部である。今後は有害鳥獣対策に対する市民意識改革のきっかけとして、肉や革を資源として有効活用する必要がある。 <p>2. 捕獲用具の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在使用している箱わなは、大型で移動に労力を要し、頻発する被害に対応が遅れている状況であり、今後小型・軽量化し可搬性の高い箱わなの導入を検討する必要がある。
		H28	H29	H30	R1																																																																													
	わな猟	131人	161人	174人	183人																																																																													
	銃 猟	49人	41人	53人	51人																																																																													
	計	180人	202人	227人	234人																																																																													
		H28	H29	H30	R1																																																																													
	くくりわな	1,104頭	747頭	808頭	-																																																																													
	箱わな	4,301頭	1,653頭	1,337頭	-																																																																													
	銃	536頭	486頭	409頭	-																																																																													
	その他	183頭	183頭	129頭	-																																																																													
計	6,124頭	3,069頭	2,683頭	-																																																																														
	H28	H29	H30	R1																																																																														
くくりわな	2,607頭	2,681頭	3,357頭	-																																																																														
箱わな	549頭	648頭	722頭	-																																																																														
銃	1,681頭	1,795頭	1,764頭	-																																																																														
その他	228頭	241頭	248頭	-																																																																														
計	5,065頭	5,365頭	6,091頭	-																																																																														

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																																
捕獲等に関する取組	<p>【荏岐市】</p> <p>(イノシシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による銃器、猟犬を用いた巻狩り。(H23～25) 巻狩りによる一斉駆除により、平成26年3月に荏岐市として初めてイノシシの駆除に成功。 ・ 箱わな、くくりわなによる捕獲。 ・ 狩猟免許所持者向けの捕獲技術研修会の開催。 ・ 地域住民に対して、正しい知識の習得と危機意識の醸成を目的とした研修会の開催。 ・ チラシやポスターによる周知、啓発活動。 ・ 海上での目撃情報の提供の呼びかけ。 <p>(クリハラリス)</p> <p>年度別捕獲実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td> <td>8,686頭</td> <td>12,556頭</td> <td>16,300頭</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ かご(箱)わなによる捕獲。 ・ わな狩猟免許を所持していない市民であってもクリハラリスが特定外来生物防除の認定を受けているので捕獲に従事可能。 ・ 捕獲報奨金制度の実施。 ・ わな猟狩猟免許所持者(猟友会)による巡回指導。 <p>(カラス)</p> <p>年度別捕獲実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td> <td>1,366羽</td> <td>939羽</td> <td>641羽</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による銃器、網での駆除。 ・ 農作物被害現場における戸別訪問対応。 <p>(シカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による銃器での駆除。 ・ 毎年度2月～3月にかけて、一斉捕獲を実施。現状、生息地は限定的で封じ込めに成功している。 <p>(タヌキ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による箱わなでの捕獲。 <p>(カモ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産組織単位で爆音機や吹き流しなどの対策を実施。 ・ カモ対策研修会等への参加。 <p>○捕獲個体の処理状況 (H30年度) (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>焼却</th> <th>埋設</th> <th>利活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>クリハラリス</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>シカ</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>タヌキ</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カモ</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	捕獲数	8,686頭	12,556頭	16,300頭	-	年度	H28	H29	H30	R1	捕獲数	1,366羽	939羽	641羽	-	鳥獣名	焼却	埋設	利活用	イノシシ	0	0	-	クリハラリス	100	-	-	カラス	-	100	-	シカ	-	100	-	タヌキ	-	100	-	カモ	-	10	90	<p>【荏岐市】</p> <p>(イノシシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲に関する技術、知識の未熟は否めない。 ・ 平成22年以降今日に至るまで、わなによる捕獲の実績が無い。少数の個体を捕獲する困難さはあるが、わなでの捕獲技術向上が必須であり、研修事業等を講じていく。 ・ 被害地域とそうでない地域で、危機意識に温度差あり。イノシシ被害の拡大は荏岐市全体の危機との統一意識を市民全体で共有するため、広報周知を強化する必要がある。 ・ 海上からの侵入に対する対策の強化が必要。 ・ 島内に1頭生息していると思われるため、生息地域を特定する手段を講じなければならない。 <p>(クリハラリス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲数の増加傾向の背景には生息域の拡大が挙げられる。既に分布は島内の広範囲に及んでいる。一方で、生息数の推定や森林被害を正確に把握する術を持っていない。 ・ 現状、捕獲従事者の動機は、農作物自衛の側面が強い。根絶に向けては、加えて捕獲を積極的に高める取り組みが必要である。 ・ 成獣の個体では、現在使用している箱わなから逃げ出す個体もいるため、ロックがかかる箱わなの導入が必要である。 <p>(カラス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除実績の大半(平成30年度 約98%)を占める銃猟は、猟法としての性格上、場所や状況が限定される。駆除依頼の戸別対応においても、追い払いにとどまるケースが少なくない。これまでの捕獲重視の対策から、防護、棲み分けを組み合わせた対策へ転換を図らなければならない。 ・ 捕獲数が減少しており、銃器や網だけでなく大型の大量捕獲器の導入を検討する。 <p>(シカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況を注視し、個体数増加を抑制すべく継続して捕獲の取り組みを行うことが必要。 <p>(タヌキ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な捕獲を実施するため、生息域を正確に把握する必要がある。 <p>(カモ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害圃場付近は、銃器による駆除が難しい。猟友会等と協議しながら捕獲を実施する。 ・ 被害圃場付近のため池調査を行い、生息数等を把握する必要がある。また、防護、棲み分けを組み合わせた対策を検討する。 <p>(全獣種共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規捕獲従事者の育成・確保を継続して行う。
	年度	H28	H29	H30	R1																																													
捕獲数	8,686頭	12,556頭	16,300頭	-																																														
年度	H28	H29	H30	R1																																														
捕獲数	1,366羽	939羽	641羽	-																																														
鳥獣名	焼却	埋設	利活用																																															
イノシシ	0	0	-																																															
クリハラリス	100	-	-																																															
カラス	-	100	-																																															
シカ	-	100	-																																															
タヌキ	-	100	-																																															
カモ	-	10	90																																															

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>【対馬市】</p> <p>1. 侵入防止柵の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度～令和元年度までワイヤーメッシュ柵29,858mを実施し、管理については各地区に委託している。 平成19年度までは市独自の対策として金網柵を設置していたが、侵入防止効果のより高いワイヤーメッシュ柵の導入を図り、平成30年度までに1,082kmを整備している。 <p>2. 緩衝帯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 棲み分け対策として緩衝帯設置を農家には推進している。 <p>3. 被害防止技術向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産農家に対して、長崎県対馬振興局、対馬市等による防護柵・漁網などによる防除対策、農作物残渣処理や藪の刈り払いによる棲み分け対策等の被害防止対策研修会を実施している。 <p>【壱岐市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末時点において、鳥獣の侵入防止を目的とした防護柵設置は実施していない。 	<p>【対馬市】</p> <p>1. 侵入防止柵の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間地に小規模な団地が点在しており、防護柵の整備を進めているが、整備した後の管理が重要であるため、多くの市民に管理しやすい侵入防止柵の設置と方法の提案、管理する事による被害軽減と、その成功イメージを多くの市民と共有する必要がある。 <p>2. 緩衝帯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化及び人口減少に伴う耕作放棄地の増加は、有害鳥獣の隠れ家となり、人里に侵入しやすい環境を作っている。しかし、緩衝帯を設置するために藪の刈り払いを実施しようにも地権者の了承を得る必要があり、住民同士の軋轢が生じる場合もある。生産農家の意欲減退が懸念されているため、耕作放棄地の解消に向けた取り組みが必要。 <p>【壱岐市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、イノシシによる被害が拡大した場合には防護柵を設置する必要がある。あるいは、捕獲範囲の囲い込みとして有効と判断されるケースにおいても設置を検討する。

(5) 今後の取組方針

<p>平成22年度末に、市を超えた広域的な取組が重要であることから、壱岐・対馬有害鳥獣対策協議会を設立し被害防止対策に取り組んできた。</p> <p>対馬市では侵入防止柵の整備及び捕獲報償金支給による捕獲対策を推進。</p> <p>一方、壱岐市においては、従来クリハラリスやカラスによる被害が中心で、イノシシが生息しない「しま」とされていたが、平成22年度以降はイノシシと思われる足跡や掘り起こしの痕跡が水田等で度々確認されたことから、撲滅に向けた対策を対馬市と協力して実施してきた。その結果、平成26年3月に壱岐市で初のイノシシの捕獲に成功した。</p> <p>今後も鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市町地域協議会等による取組に加え、より効果的な対策を図るため、広域的な取組をさらに推進し、実効性の高い対策を計画的に進めていく。</p> <p>また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、研修会等を開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。</p> <p>有害鳥獣被害対策に関しては、「防除実施計画」に基づき対策を実施するとともに、ICT技術の活用も検討し、早期発見、早期対応ができる体制を整備し、地域への侵入と繁殖を防ぐことを目指す。</p> <p>※今後の計画</p> <p>①個体数調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会を通じた、両市の連携体制を確立する。 地域の意識改革による集落全体での被害防止体制の確立に取り組む。 箱わなや自動捕獲機等の捕獲機材の整備を図る。 イノシシやクリハラリス等の生態調査を関係機関と連携して進める。 イノシシ・シカ肉の利活用の推進・普及。 <p>②被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地に侵入防止柵を整備し、柵の周辺を緩衝帯として、接近する個体の捕獲を捕獲する。 捕獲に従事する狩猟免許取得者の確保、農業者自らの自衛駆除意識の醸成を図る。 広報・パンフレット等により地域住民への啓発を図る。 <p>③生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に、無意識の餌付け行為をしている事実と、対策に関わる意識の醸成を図る。 家畜放牧による耕作放棄地やヤブの解消、放任果樹の除去の徹底等、生息環境の管理に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対馬市鳥獣被害対策実施隊	対馬市職員9名及び対馬猟友会員38名で構成。市本庁及び各部署へ配置し、被害防止対策の実施指導、一斉捕獲等を行う。
壱岐市鳥獣被害対策実施隊	壱岐市職員11名、ほか地域協議会構成組織から11名、合計22名で構成。各々の役割において、被害防止対策の実施・指導、被害実態の調査等を行う。
対馬猟友会	市からの依頼を受けて捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。
壱岐猟友会	市からの依頼を受けて捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、狩猟者の確保・育成を図り、捕獲班の整備を図る。 ・ 被害防止技術等の情報提供を図る。
3	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、狩猟者の確保・育成を図り、捕獲班の整備を図る。 ・ 被害防止技術等の情報提供を図る。
4	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、狩猟者の確保・育成を図り、捕獲班の整備を図る。 ・ 被害防止技術等の情報提供を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【対馬市】</p> <p>○イノシシ 平成24年度以降捕獲頭数がゆるやかに減少していたが近年は増加傾向にある。 (捕獲頭数 H24 6,298頭、H25 4,982頭、H26 3,761頭、H27 4,825頭、H28 6,124頭、H29 3,075頭、H30 2,683頭) 以上のように、近年では平成28年度をピークに平成29年度から平成30年度にかけて捕獲頭数は大幅に減少したが、平成31年度は増加傾向にある。捕獲頭数のみによる対策の評価は危険であるため、今後も徹底した捕獲圧をかける必要があることから捕獲計画数を7,000頭とする。</p> <p>○シカ (ツシマジカ) (捕獲頭数 H24 3,687頭、H25 3,941頭、H26 5,123頭、H27 4,428頭、H28 5,065頭、H29 5,401頭、H30 6,091頭) 以上のように、捕獲頭数は年々増加していることから、捕獲計画数を10,000頭とする。</p> <p>○イノシシ・シカ共通 一斉捕獲 (銃猟・わな猟) を実施し捕獲頭数の増加を目指す。</p> <p>【壱岐市】</p> <p>○イノシシ 平成22年の目撃情報以来、捕獲の取り組みを継続して実施し、平成26年3月に初めてイノシシの捕獲に成功した。他個体の生息、また、新たな個体の上陸に備えて警戒態勢を敷き、島内からの完全排除を目標とする。</p> <p>○クリハラリス (捕獲頭数 H27 10,050頭、H28 8,686頭、H29 12,556頭、H30 16,300頭) 捕獲数は増加傾向にある。今後も徹底した捕獲圧をかける必要があることから、捕獲計画数を20,000頭とする。市民からの捕獲依頼への対応やモニタリング調査を行い、生息数や被害状況などを詳細に把握するため、捕獲専従隊 (バスターズ) を発足・結成させる。また、捕獲個体の逃亡防止のため、ロック付きの箱わなを導入する。</p> <p>○カラス (捕獲羽数 H27 1,698羽、H28 1,366羽、H29 939羽、H30 641羽) 近年、高齢化に起因する猟友会員捕獲数の減少等で捕獲数が減少している。しかし地域における農作物被害の大半はカラスによるものであり、今後も徹底した捕獲圧をかける必要があることから、捕獲計画数を3,000羽とする。また、大型の大量捕獲器を導入し、捕獲数の増加を図る。</p> <p>○シカ (捕獲頭数 H27 22頭、H28 26頭、H29 27頭、H30 28頭) 辰ノ島及び若宮島に生息している。平成23年度以降の一斉捕獲により、飽和状態にあった個体数を減少させることが出来た。未だ数十頭の生息が予想されることから、壱岐本島への上陸防止のため、捕獲計画数を30頭とする。</p> <p>○タヌキ 三島地区を中心に、捕獲を実施する。</p> <p>○カモ 整備された大型圃場内 (深江田原地区) を中心に、捕獲を実施し、関係機関と協力し有効な捕獲方法を模索する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等			適要
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	7,000頭	7,000頭	7,000頭	対馬市
ツシマジカ	10,000頭	8,000頭	6,000頭	対馬市
イノシシ	1頭	1頭	-	壱岐市
クリハラリス	20,000頭	20,000頭	20,000頭	壱岐市
カラス	3,000羽	3,000羽	3,000羽	壱岐市
シカ	30頭	30頭	30頭	壱岐市
タヌキ	30頭	30頭	30頭	壱岐市
カモ	30羽	30羽	30羽	壱岐市

捕獲等の取組内容
銃器・わな（箱わな・くくりわな）・網を用いて4月1日～11月14日、翌3月16日から3月31日に、イノシシ、シカ、クリハラリス、カラス、タヌキ、カモを対象として予察捕獲を行う。 また、11月15日～2月15日までの一般猟期についても、銃器・わな・網を用いて有害鳥獣捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
許可権限委譲済	県から権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画（対馬市のみ）

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ柵 6,000m	ワイヤーメッシュ柵 6,000m	ワイヤーメッシュ柵 12,000m

(2) その他被害防止に関する取組

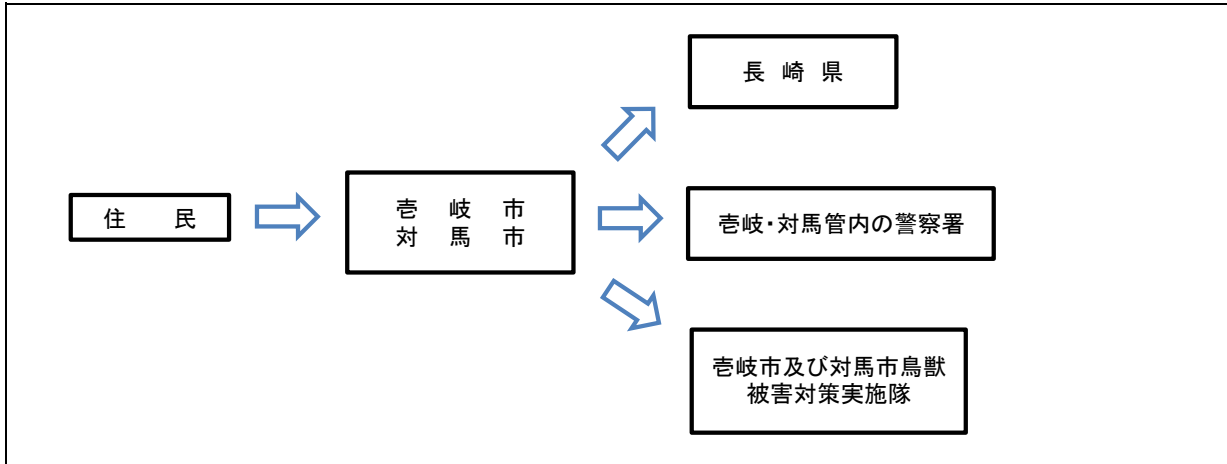
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が主体的に緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和3年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が主体的に緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和4年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が主体的に緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長崎県	壱岐市及び対馬市からの報告を受けて対応策を検討
壱岐市及び対馬市	各関係機関に連絡
壱岐市及び対馬市鳥獣被害対策実施隊	市民の安全の確保と猟友会への捕獲協力
壱岐猟友会及び対馬猟友会	対象鳥獣の捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		壱岐・対馬有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役割
壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会	壱岐市	事務局を担当し、協議会の連絡調整を行う。
	壱岐市農業協同組合	事務局を補佐し、協議会の連絡調整を行う。
	壱岐市森林組合	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	壱岐猟友会	有害捕獲駆除及び技術指導を行う。
	長崎県農業共済組合壱岐支所	農作物被害に対する農家の救済を行う。
	長崎県壱岐振興局	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
対馬地区有害鳥獣対策協議会	対馬市	事務局を担当し、協議会の連絡調整を行う。
	対馬農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。
	対馬森林組合	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	対馬猟友会	有害捕獲駆除及び技術指導を行う。
	長崎県農業共済組合対馬支所	農作物被害に対する農家の救済を行う。
	長崎県対馬振興局	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	(株) 対馬またぎ	ジビエ利活用の推進を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県	<ul style="list-style-type: none">・当該計画の目標達成のための支援、助言。・オブザーバーとして協議会に参加し、鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>【対馬市】</p> <p>市及び猟友会員で構成する鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊員を市本庁及び各部署へ47名配置している捕獲については従来どおり対馬猟友会へ依頼するが、本人の被害対策への意志確認を実施する。</p> <p>また、侵入防止柵の普及啓発等の被害対策については地域と関係機関が一体となり取り組んでいく。</p> <p>【壱岐市】</p> <p>市、猟友会ほか地域協議会の組織から22名を指名。被害防止施策の適切な実施のため、実践的活動を主導する。また、被害防止に係る広報啓発活動や捕獲技術向上のための研修会の開催等、体制整備に係る活動を展開し、以って、被害防止計画遂行の中心的役割を果たしていく。</p>
--

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

<p>イノシシ等による農作物等の被害は農家の生産意欲を減退させ深刻な状況となっている。</p> <p>また、高齢化の進行により侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備が困難な地域については、地域ぐるみによる取組と関係機関との連携により整備を図っていく。</p> <p>クリハラリスに関しては、県内で同様の被害が起きている五島市や他の市町村と情報交換して、効率的な捕獲手法を研究、導入して対策を講じる。</p>

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理及び利活用に関する事項

<p>捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋却及び焼却処分を行うこととする。</p> <p>対馬において、イノシシ・シカは対馬市・民間の食肉施設と連携し、食肉としての利活用を推進する。</p> <p>また、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した山間部の一斉捕獲の個体については、山林に埋設している。</p> <p>なお、食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法、長崎県食品衛生に関する条例・規則、対馬市食肉衛生ガイドライン(H26年度策定)に準じた食肉を使用するものとする。</p> <p>ジビエに関して、令和元年度はイノシシ・シカ合わせて約2,000頭が利活用されているものの、11,000頭は捕獲従事者が個人で埋設している状況にある。</p> <p>対馬市は広大な森林面積があるものの、埋設個体が掘り起こされ他の有害鳥獣の餌になる事例もあるため、利活用のさらなる普及が必要と考えている。</p> <p>壱岐市において、クリハラリスは焼却処理を行っている。</p> <p>カラス、タヌキについては、各捕獲者により埋設等適正に処分を行う。</p>

7. その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

<p>国や長崎県等、関係機関が開催する被害防止対策研修会やジビエの利活用に関する研修会に参加し、捕獲従事者や地域住民と共有する。</p>
--